

令和7年6月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和7年6月30日（月）午後1時32分～午後3時15分

2 場 所 市役所6階 604会議室

3 出席者〔教育長〕岩間健一

〔委 員〕宮本陽子(教育長職務代理者)、寺本彰、森田理恵、北野大

〔事務局〕池田淳教育総務部長、中田利明学校教育部長、三上佳明教育総務部次長、吉川誠学校教育部次長、稲田里織文化財保護担当参事兼文化財保護課長、中村まさみ所沢図書館担当参事兼所沢図書館長、伊東真吾学校教育担当参事兼学校教育課長、渡辺純也保健給食担当参事兼保健給食課長、大庭真紀子教育センター担当参事兼教育センター所長兼視聴覚センター所長、川島一禎教育総務課長、市村浩昭教育施設課長、奥井祥三社会教育課長、田中淳学校教育課主幹、刈谷和哉学校教育課主幹兼健やか輝き支援室長、岩田健太郎学校教育課主幹、佐藤篤教育センター主幹兼教育デジタル推進室長、高鍋英彦教育センター主幹兼教育センター副所長、加藤法祥教育センター主幹兼教育センター教育相談室長、岡田香代教育センター一副主幹、北嶋一済学校教育課指導主事、今井知博学校教育課指導主事

〔書 記〕田畑貴史教育総務課主査、皆川博幸教育総務課主査

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 8名

6 開 会

本日の議題は、請願第1号および請願第2号、並びに議案第6号から議案第8号までの合計5件。

7 議 題

●請願第1号 教員の勤務形態の改善および作業療法士の学校常駐に関する請願

資料に則り、川島教育総務課長から以下のとおり説明があった。

5月14日付で受理した本請願は、①教員の勤務形態の改善、②作業療法士の学校配置、③発達グレーゾーン・不登校の児童生徒への理解およびインクルーシブ教育、について請願するものである。なお、請願に至る理由については、請願書に記載されているとおりである。

続いて、請願者より以下のとおり意見陳述があった。

現場の状況について、字を書けなかったり、殴ったり、私の息子のように会話ができない子どもがいると見聞きしている。そういったことを改善するために、情動コントロールや字を書くなどのリハビリを行うのが作業療法士である。医療的な要因や心理的な要因が関わっているため現場の教職員だけでは対処が難しい。学校でカウンセリングルーム（スペシャル・サポート・ルーム）を設置しているが、学校でのカウンセリングの発展で、インクルーシブ教育も含め、特別な場所のイメージがある相談室や保健室は子どもたちが利用しづらい、そこへ行くことで自分が負けたような意識になると、息子が所沢中学校に通う中で子どもたちの視線や雰囲気から感じた。具体的には、市で作業療法士が相談室の困った子どもたちだけでなく、教員、全ての子どもたちを含めたプログラムを行っていくことで、スペシャル・サポート・ルームの認知も進み、全員で障がいのある子どもや不登校になる要因のある子どもが特別ではないといった認識ができていくと考える。もう1点は「先生が働きやすいまち所沢」というスローガンを考えた。私自身教師として3年間他の自治体で勤務した結果、教職員の職場の大変さを感じた。また、教職員の悪い面が注目されがちだと感じる。校務分掌を減らすこと、会計や個人情報に関することは教職員がやらなければいけないのか、部活動の指導の地域移行が進んでいるが、教職員が家族と過ごす時間や、私的な時間を確保することにより、児童生徒と話したり、遊んだりする時間を増やすことができる。また、教職員自身が余裕をもって児童生徒の様子や悩みに気づくことができ、より良い授業づくりへと還元できる。そして、先ほどのスローガンで、本当に教職員になりたい人材を全国から集めるきっかけを所沢市が作ったらいいのではないかな。より先生が先生らしくいられる、子どもとのふれあいや、保護者・周囲との連携を行っていくために、今の学校の状況では教職員が辛いと息子が学校に通う中で感じた。私の請願としては、医療的な介入、教職員の現場での働き方改善を医療

の知識のある方が第三者の立場から行うことにより、教職員がやることをこれ以上増やすのではなく、手助けをしていく。そして、作業療法士の方が、教職員の悩みも聞く。特に教職員の悩みは子どもたちの悩みでもあるからである。そういったことを踏まえ、今回の請願をした。

以下、質疑

(寺本委員)

「先生が先生らしく」と考えていただきありがとうございます。今の発言の中にはありませんでしたが、請願書の中にある内容で2点伺います。まず1点、「中3から、教室の外に机と椅子を置き、授業を受けることができた」とありますが、本人の希望により、そのような形になったのでしょうか。

(請願者)

両方です。息子が教室に入れなくなり、教室の外であれば授業を受けることができたため、支援員の方と共に授業を受けることになりました。

(寺本委員)

強制されてではないですか。

(請願者)

強制ではありません。

(寺本委員)

もう1点は、質問ではなくお願いです。このような請願により予算が一気に承認されることは現在の地方自治体では難しいです。ただし、少しずつ積み上げていくために、請願書に記載のある『「学校作業療法室」クリエイツかもがわ』や、『子ども相談支援センターゆいまわる』について、請願者本人が、導入事例だけでなく、実際に見聞きした成功事例を具体的にご存じであれば、ここで発言していただくのではなく、学校教育課の指導主事と伊東学校教育担当参事に連絡を取っていただき、提示していただきたいです。それにより、所沢で実施可能なものについて段階を踏めると思うため、請願者の方にお問い合わせという形で発言しました。

(岩間教育長)

請願の要旨及び意見陳述を受けて、担当課より説明をお願いします。

(伊東学校教育担当参事)

請願書に記載されている要旨ごとに3点説明します。

まず、「教員の勤務形態の改善」について申し上げます。

学校における様々な業務を見直し、負担軽減を進めていくことは、教職員がこれまで以上に、不登校や別室へ登校する児童生徒も含めた子どもたちと向き合う時間の確保につながると考えます。本市においては、平成28年度に「所沢市立小中学校県費負担教職員の業務負担軽減検討委員会」を立ち上げ、現場の教職員とともに、教職員の多忙解消及び負担軽減の具体策を検討し、できることから対応を進めています。また、令和2年4月には「所沢市立学校における働き方改革基本方針」を策定し、教職員の負担軽減や長時間勤務の解消に継続して取り組み、学校教育の質の向上も図っています。その他にも「所沢市教育振興基本計画」や「所沢市教育行政推進施策」に基づき、ICT環境の整備、校務支援システムの導入、家庭・地域との連携推進、学力向上支援講師や各種支援員などの人的支援等、様々な角度から業務の改善に取り組んでいるところです。今後も引き続き、教職員の子供たちと関わる時間の確保のために、取組を進めてまいります。

次に「作業療法士の学校配置」について申し上げます。

作業療法士は、心身機能の専門家であるとともに、生活面・社会面にも着目するセラピストです。児童生徒の心身機能に関わり、児童生徒の乗り越えられない困難にも一緒に寄り添い、自ら乗り越える力を引き出すとともに、児童生徒をとりまく環境の調整や行動に対して、専門的な助言ができる存在と捉えています。小・中学校で作業療法士による支援が行われた場合、児童生徒へのより適切な支援が進められるものと考えます。本市では、今年度、「所沢市特別支援教育専門家チーム委員会」の委員に、作業療法士を委嘱いたしました。「専門家チーム委員会」は、小・中学校からの要請に応じて、発達障害やその傾向にある児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な助言を行う組織です。作業療法士を恒常的に小・中学校へ配置するためには、学校現場に適した人材や予算の確保の観点から、現時点では困難ですが、「専門家チーム委員会」等、既存の仕組みを機能させるとともに、作業療法士の効果的な活用について、研究していきます。

最後に「発達グレーゾーン・不登校の児童生徒への理解およびインクルーシブ教育」について申し上げます。

文部科学省による直近の調査では、発達障害やその傾向のある児童生徒は通常の学級に8.8%在籍しており、不登校の児童生徒は学校に3.7%程度いると

されています。つまり、どの学校にもそうした児童生徒が在籍しているということを前提に、教育活動を行っていく必要があると考えます。発達障害の児童生徒については、必要に応じ、通級指導教室や教育センター、医療機関・療育機関とも連携しながら、その子の理解を深め、個に応じた適切な支援を行うことが大切です。また、不登校については、不登校になる要因や背景は様々ですが、不登校児童生徒の中にも、一定の割合で発達障害やその傾向のある児童生徒が含まれていると言われていることをふまえ、発達障害との関連性を十分に検討しながら対応にあたる必要があるとも考えています。そして、障害の有無にかかわらず、子供たちの、多様な他者を尊重し互いに認め合い支え合う意識を高めることは、非常に重要です。日々の授業を通して、特に、道徳や特別活動、総合的な学習の時間等において、人権や福祉に係る学習を行い、意識の高揚を図っています。また、教職員も、教育委員会主催の研修や各校における校内研修を通して、的確な児童理解と有効な支援を行うことができるよう、引き続き努めてまいります。

(岩間教育長)

それでは、事務局に対し質問のある方は、挙手をお願いします。

(宮本委員)

ご説明いただいた中で、「所沢市特別支援教育専門家チーム委員会」を今年度から始めたという話がありましたが、メンバーの具体的な構成、要請のあった学校に出向く、得た知見を共有する場面など、どのような活動内容が予定されているのかお聞きします。

(伊東学校教育担当参事)

「所沢市特別支援教育専門家チーム委員会」については、10年以上行っている取組です。令和7年度については、年間8回実施する予定です。各回に大学の先生や医師、公認心理師、作業療法士が2名ずつチームを組み、学校を訪問し、教職員に対し、指導・助言を行う取組です。子どもの実際の様子を見て、その後学校の教職員に指導・助言を行いますが、学校の中には校内研修の形で取り組んでいるところもあります。また、授業との関係ですべての教職員が出席できないとしても、そこで得た指導・助言については教職員で共有をしています。

(北野委員)

現在も作業療法士の力を借りているが、学校に常駐はしていないという理解で

よろしいでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

そのとおりです。

(岩間教育長)

「所沢市特別支援教育専門家チーム委員会」は平成18年から始まり、20年近く運営しています。作業療法士の資格を持っている方は、どのようなことができる方なののでしょうか。また、近隣市で学校に配置しているところがあるのか、分かる範囲で教えてください。

(伊東学校教育担当参事)

作業療法士は「理学療法士及び作業療法士法」に定義があります。第2条第2項に『「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいう。』とあり、さらに具体的に言うと、生活に根ざした細かい動作、例えば、着替え、入浴、字を書く、洗顔といった社会的適応能力の維持・改善のためのリハビリテーションを行う専門職とされています。また、勤務地としては病院、介護施設、児童発達支援や放課後等デイサービスを含む福祉施設、教育機関としては特別支援学校があると把握しています。

近隣他市の状況について確認したところ、現在「学校に作業療法士を常駐させている取組」をしている市はありませんでした。

(岩間教育長)

作業療法士の専門性を聞くと、市内の特別支援学校に配置しているところがありますか。

(伊東学校教育担当参事)

市内にある県立の特別支援学校2校に確認したところ、どちらの学校にも非常勤講師として作業療法士が配置されていました。週に1回程度学校を訪問し、特別支援学校の教職員に対して指導・助言を行っているかと聞いています。

(寺本委員)

所沢市では以前から学習支援員がいますが、発達障害やその傾向のある児童生徒は通常の学級に8.8%在籍していると説明され、請願者のお子様の例を考えると、そのような子どもたちのために配置されていると思います。もし各学校で

もう1名増えたら楽になると思いますが、学習支援員の配置状況を数字でお示し
いただきたいです

(伊東学校教育担当参事)

学習支援員については、市内全校に1名ずつ配置しています。また、それ以外
に特別支援教育支援員50名を市内の各小中学校に配置しています。

(寺本委員)

私も通常学級で指導をしているとき、他の子どもたちと一緒に行動することが
難しい子どもがいましたが、特別支援教育支援員の方がついてくれました。作業
療法士が増えるよりも、特別支援教育支援員が増えるほうが私は現実的だと思っ
ますが、いかがでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

特別支援教育支援員あるいは学習支援員については、各学校で活用がかなりさ
れていると考えています。市全体の予算との兼ね合いもありますが、引き続き活
用の方法、配置のあり方について検討を進めていきます。

(森田委員)

作業療法士を配置したい場合、人材や予算の関係は県や国に働きかけできるも
のなのでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

作業療法士に関わらず、県に対して機会をとらえて要望があれば伝えています。
また、市の予算に関わるため一概には言えませんが、市として何ができるのかに
ついては、先ほど申し上げた専門家チーム等、既存のものをより機能させること
も含めて検討していきます。

(岩間教育長)

ただいまの委員の皆様の意見を集約し、本請願に対する教育委員会の見解とし
て提案いたします。

まず、「教員の勤務形態の改善」につきましては、学校における様々な業務を
見直し、負担軽減を進めていくことで、教職員がこれまで以上に、不登校や別室
へ登校する児童生徒も含めた、全ての子どもたちと向き合っていく時間が確保で
きるよう、「所沢市立学校における働き方改革基本方針」をふまえた働き方改革
を進めてまいります。

次に、「作業療法士の学校配置」につきましては、作業療法士を直ちに小・中学校へ導入することは、人材や予算の確保の観点から、現時点では困難ですが、特別支援教育へのニーズの高まりやインクルーシブの観点からも、特別な支援を必要とする児童生徒に適切な支援が行き届くよう、引き続き学校への指導・支援を行ってまいります。特に、作業療法士の活用につきましては、本年度、委員として作業療法士を委嘱している「所沢市特別支援教育専門家チーム委員会」等、既存の仕組みを機能させるなどして、その効果的な活用について、研究してまいります。

最後に、「発達グレーゾーン・不登校の児童生徒への理解およびインクルーシブ教育」につきましては、不登校はどの子にもありうることで捉えけるとともに、支援の際は、発達障害との関連性を十分に検討しながら、必要に応じて関係機関と連携し、対応してまいります。

以上のように請願者の方に文書で回答したいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

(岩間教育長)

異議なしと認め、そのように対応したいと思います。

●請願第2号 所沢市内の不登校小中学生児の小中学校における環境改善について
資料に則り、川島教育総務課長から以下のとおり説明があった。

6月2日付で受理した本請願は、①小中学校全校へのSSR（スペシャル・サポート・ルーム）の設置、②全校へのふれあい相談員の配置、不登校に理解・見識ある担当者の配置、学習支援員の配置、③不登校関係のさらなる情報公開と一本化、④教員の研修制度の充実と不登校児の出席認定に関する市内基準の統一、について要望するものである。なお、陳情に至る理由については、陳情書に記載されているとおりである。

続いて、陳情者より以下のとおり意見陳述があった。

私は所沢市の不登校の小中学生の環境改善に関する請願書に基づき3年間活動をしている。具体的には、「ワイワイじゅげむ」という不登校の子どもたちを月3回程度お預かりする居場所活動を行っている。今回私が陳述の場に参加させて

いた다고考えたのは、現場にいる子どもたちの声や保護者の声を代弁するのではなく、現在所沢市内に教育委員会発表で800名、他の統計で1,000名～2,000名の不登校の子どもたちがおり、全国で30万人を超えるとされる不登校である子どもたちのことを常日頃見守ってきて、所沢の一住民としてこれからの所沢の世代に残せるものは何かと考えたとき、子どもたちがきちんとした教育を受けて所沢を担っていく、自分らしく生きていくということはとても大事なことであるということを常日頃感じて活動しているため、その立場で陳述する。陳情内容は陳情書のとおりだが、特にSSR（スペシャル・サポート・ルーム）について、陳述する。令和5年に小学校3校、中学校4校、令和6年に小学校5校、中学校2校で設置されている。希望する小中学校が取り入れるとお聞きしたが、2年続けてではなく、1年でやめている小中学校がある。この実態についていくつかの原因があると考え。美原小学校に訪問する機会があり、実際にSSR（スペシャル・サポート・ルーム）を見学した際、殺風景な部屋に仕切りと職員がいる場所で、児童は利用していなかった。私たちの求めているSSR（スペシャル・サポート・ルーム）と、学校が設置しているSSR（スペシャル・サポート・ルーム）は異なる。3年間続けてきた「ワイワイじゅげむ」をとおして見えてきた子どもたちの活動から、学校に行けない子どもたちは、学校の中に通常と変わらない環境があっても学校には行かないと思う。それは学校の中に居場所がない、行っても耐えられないと子どもたちが反応しているからである。それには様々な理由がある。「ワイワイじゅげむ」では発達障害の子どもも何割かいるが、視点を変えて子どもの居場所という視点で好きなことをしてもらい、社会見学をする、ゲーム大会をしている。まずは居場所として、SSRの中に遊び場を作ったり、好きなゲームを置くところから居場所づくりという観点で取り組んでいただきたい。

以下、質疑

（北野委員）

現在設置されているSSR（スペシャル・サポート・ルーム）は機能していないというご意見だと思います。機能していない理由は何だと思いますか。

（陳情者）

学びの場と居場所の視点は別だと思います。学びの場に行く前に居場所の視点

をぜひ取り入れてほしいと思います。

（岩間教育長）

それでは、陳情の要旨および意見陳述を受けて、担当課より説明をお願いします。

（伊東学校教育担当参事）

陳情書に記載されている要旨ごとに説明します。

①SSRの全校への設置について申し上げます。教育委員会では、令和6年度、7年度「校内教育支援センタースペシャルサポートルーム（略称SSR）」研究校として、各年度7校を選定し、不登校児童生徒の居場所に適した環境や支援方法等の研究を進めています。研究校には、支援にあたる職員として、令和6年度は学習支援員7名、令和7年度は専属のスタッフとして「校内教育支援サポーター」7名を配置しています。

また本年度は、これらの研究校7校以外に、不登校児童生徒の実態や学校の支援体制から判断し、独自にSSRを設置している学校が12校あります。今後も、国の方針をふまえ、場所や方法等、柔軟に対応しながら、全校設置の促進に努めます。

次に全校のふれあい相談員配置について申し上げます。現在、所沢市では、県の予算で配置している中学校15校だけでなく、市の予算で小学校32校にも独自に配置をすることで、市内全47校に「心のふれあい相談員」を配置しています。相談員1人がその学校の専属となる単独配置校は小学校2校、中学校15校であり、週5日勤務しています。これ以外の、相談員1人が2校を担当する2校配置校の小学校30校では、週2日または3日、それぞれの学校で勤務しています。

「心のふれあい相談員」の単独配置校を増やすことについては、これまでも検討してきましたが、今後も学校の実情や市の財政状況を勘案しながら、他の会計年度任用職員の配置と共に、引き続き検討していきたいと考えています。

次にSSRに不登校児に理解・見識のある担当者の配置について申し上げます。校内教育支援サポーターについては、不安や悩みを抱えている児童生徒に寄り添った支援ができることを要件として募集しています。また、教育委員会では、校内教育支援サポーターを対象に「不登校児童生徒への支援を学ぶ研修会」など、

不登校の児童生徒への理解を深めたり、支援方法を学んだりできる研修を実施しています。また、各学校には、教職員の立場で不登校児童生徒への支援体制の窓口となる教育相談主任や教育相談コーディネーターといった役割を担う者がいて、組織として不登校児童生徒を支援しています。

次に学習支援員の全校配置について申し上げます。現在、小・中学校には、個に応じた指導の充実を図るために「学習支援員」を全校に配置しています。また、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図るための「特別支援教育支援員」も全校に配置しています。今後も各種支援員の継続的な配置のための予算や人材の確保に努めます。

次に不登校関係の更なる情報公開と情報の一本化について申し上げます。情報公開につきましては、今年度より「不登校相談・支援ガイド」を作成し、市内小中学校の全保護者に配布しています。こちらは所沢市と教育センターのホームページにも掲載しています。また、小学校1年生・中学校1年生には、年度当初に、相談内容に応じた連絡先を一覧にした「教育相談のごあんない」を配布しています。

情報の一本化については、所沢市のホームページと教育センターのホームページをリンクで結ぶとともに、見出しの順番を整えるなどして、閲覧者が必要な情報にたどり着けるように、掲載内容も含め、足立区等の他の自治体のものも研究しながら、引き続き工夫してまいります。

次に教員の研修制度の充実と不登校児の出席認定に関する市内基準の統一について、教員の研修制度の充実について申し上げます。不登校に対する研修会として「不登校児童生徒への支援を学ぶ研修会」を実施しています。不登校に対する知識を深め、学校での具体的な支援や対応の仕方を学ぶもので、昨年度は 跡見学園女子大学教授 小栗貴弘先生にご指導いただきました。また、「気になる子への支援を学ぶ研修会」では、気になる児童生徒や配慮を要する児童生徒への適切な支援について学び、昨年度は 星槎大学大学院教授 阿部利彦先生にご指導いただきました。さらに、市内小・中学校に校内研修の支援として訪問し、「小・中学校の接続を視野に入れた不登校児童生徒への支援」「支援を要する児童の事例検討」という内容で、指導・助言等しています。

最後に出席認定に関する市内基準の統一について申し上げます。教育委員会では

は、文部科学省の通知等を受け、令和4年度に「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」を策定し、各小中学校に周知しています。内容は大きく2つあり、1つ目は、「フリースクール等に通う児童生徒について」です。出席認定の判断の目安として、学校がフリースクールの活動内容を把握できること、学校と保護者との間に協力関係が保たれていること、学校とフリースクールとの間で連携・協力体制が保たれていること等を示しています。2つ目は、「自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について」です。出席認定の判断目安として、学校と保護者との間に協力関係が保たれていること、登校や家庭訪問等により、学校職員が児童生徒と定期的・継続的に対面し、面談や指導・支援ができること等を示しています。学校では、このガイドラインに基づき、校長が、「出席」として取り扱うことの可否を、一人一人個別に判断しています。また、校長間で、事例や情報を共有し、自校の判断に生かしています。

(岩間教育長)

それでは、事務局に対し質問のある方は、挙手をお願いします。

(寺本委員)

先ほど説明していただいた中で、7校がSSRの研究校になっているとのことですが、7名の担当者が任用されたということでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

今年度、SSRの研究校として市教委が7校を委嘱しました。研究校に委嘱した学校については、サポーター7名をそれぞれの学校に1名ずつ配置しています。また、それ以外に独自にSSRを設置している学校が12校あります。

(寺本委員)

独自にSSRを設置している学校にもサポーターは配置されていますか。

(伊東学校教育担当参事)

後者にはサポーターの配置はありません。

(寺本委員)

7名のサポーターの方はフルタイムでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

SSRサポーターについては、フルタイムではなく、5時間勤務です。

(寺本委員)

月曜日から金曜日まで勤務していると先ほど伺いましたが、時給はいくらでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

時給 1, 290 円です。

(寺本委員)

意見を申し上げます。その任用形態では、この仕事で生活を成り立たせ、主たる収入として働くのは無理です。月曜日から金曜日まで5時間拘束されると他の仕事と掛け持ちすることも難しいと思います。請願者の方は見識ある担当者ということですが、時給 1, 290 円で見識に対する対価はいくら払っているかの話になると、県の最低賃金を引いた 100 円程度が見識への対価になります。それは大変失礼な気がします。それでも働いてくださる方がいるのは感謝に堪えませんが、その部分をどうにかしない限り、SSRの開設数だけ増やしても十分な児童生徒への対応はできません。私も学校見学をした際、相談室には机がいくつもあり、5名ほどがパソコンや本で学習していました。SSRは担当の方はいましたが、生徒は来ていませんでした。どのような人がいるかによって、子どもたちがもう一回利用しようと思うか、一回限りにするか分かれてしまうため、雇用形態に関して、工夫する必要があります。

(北野委員)

私も意見になります。先ほど事務局が全校にSSRを設置したいとおっしゃっていて、大変良いと思いますが、先ほどの請願者は学びの場の前に居場所として学校に行けるようにしたいとのことでした。寺本委員がおっしゃるように中身をどうするかは時間をかけて経験を積み上げていくものです。基本的に私は陳情者の意見に賛成です。不登校の児童生徒がSSRに喜んで来られるような中身、指導員の先生の資質も関わり大変だと思いますが、確実に一歩ずつ前に進んでいただきたいと思います。

(宮本委員)

子どもたちが自分らしく育ってほしいという願いを全員で共有していきたいと思います。一人一人が大切にかけがえのない命であることを前提に学校と保護者、地域が一体となって意見を出し合いながら、よりよい環境を整備し、子どもたち

をいつでも迎えられるような居場所に学校をしていただきたいと思います。

(森田委員)

学習支援員と校内教育支援サポーターの違いを教えてください。

(伊東学校教育担当参事)

学習支援員については、個に応じた指導の充実、学習のサポート、教科指導が主たる目的です。校内教育支援サポーターについては、SSRにおいて、不登校の児童生徒の対応をすることが主たる目的です。

(岩間教育長)

学習支援員の場合と校内教育支援サポーターの場合で、業務を引き受けるにあたって必要な資格をそれぞれ教えてください。

(伊東学校教育担当参事)

学習支援員については、教員免許を取得していることを要件としています。校内教育支援サポーターについては、教員免許は要件になっておらず、不登校の児童生徒に寄り添った対応ができることを要件に記載しています。

(寺本委員)

SSRに通ってくる児童生徒は、居場所としても考えると思いますが、やはり学習をしたい気持ちで来ると思います。必要な資格として、教員免許でなくても、過去の業務経験から1科目でも学習の支援ができる方を配置して、曜日によって学習できる科目を分けることによって子どもたちが学校に来るきっかけになるような宣伝ができると良いと思います。そのためには、先ほどの時給にこだわりますが、1,000円台では難しいです。発達障害の子も来るかもしれないSSRのサポーターは様々な見識や危機管理が必要であり、事前の研修や、業務と並行しての研修、所沢市独自の講習を行い、終了時には試験を行って修了書を出すことで、資格手当を時給に上乘せするようにすれば、所沢市のSSRには対応できる人がいると宣伝でき、良いのではないのでしょうか。これから中核市にもなるため、中核市らしく、他市とは違うことをしていただきたいと思います。

(伊東学校教育担当参事)

ご意見ありがとうございます。校内教育支援サポーターの募集要項には、勤務内容の項には「居場所づくり」「学習支援」といった言葉も書かれており、こういったところに関して、我々も大切にしていきたいと思っています。また、応募

された方は「学習支援」と書かれていることをご覧になっているからだと思いますが、今年度のサポーター7名中6名が教員免許を取得している方でした。もう1名も子どもに関わる職業の資格を取得しています。訂正になりますが、先ほど報酬について、時給1,290円と申し上げましたが、このほかに地域手当80円が加算され、正確には1,370円となります。これでも寺本委員のおっしゃるとおり、業務に見合った額なのかという課題はあるため、いただいた意見も踏まえ、研究を進めていきたいと思います。

(寺本委員)

予算もありますが、SSRから離れて学校全体でみると、昨年度も会議で話題にしましたが、後半になると先生たちの突発的な病休があり、特に小学校の場合、担任がいなくなると教頭や教務主任が担任をやっているところが多くあると伺いました。そこをまず補わなければいけないため、学習支援ばかり予算を取るわけにはいかないと思います。SSRに関しては、同じ人が週5日フルタイムで常駐する必要はないと思います。2日か3日のみ勤務、資格手当の支給を行えば、所沢市として退職教員など人が集まると思います。このようなことも参考に考えてみてください。

(岩間教育長)

所沢はかなり手厚い人的配置を学校に対して以前から行っています。SSRの校内教育支援サポーターも始まったばかりのため、すぐに予算が増えるものではありませんが、これからも増員のため検討していくということによろしいですか。所沢の定数で定められた教員以外の市単独の予算として配置されている職員、特にSSRについて他市との比較で何か分かっていることがあれば伺います。

(伊東学校教育担当参事)

近隣市の一つでは、「SSRの設置はあるが、専属のスタッフはいない」、別の市では「SSR専属ではなく、他の職を兼ねたスタッフが配置されている」ところがあります。

(岩間教育長)

それでは先ほど寺本委員のおっしゃっていたように、柔軟な対応としては人が見つからなかったり、予算がつかなかったりするのであれば、契約の内容が変わるためすぐには難しいかもしれませんが、今配置されている支援員に兼務してい

ただくなど、柔軟な対応も検討の余地としてはあると思います。

（中田学校教育部長）

昨年度から始まった事業のため、昨年も教育委員会にいた立場から申し上げます。今年度は7校にSSRを配置しましたが、学校からSSRを作るにあたってはサポーターを配置してほしいと要望をいただきました。私たちも財政状況を鑑みながら要望をしていきたいところですが、先ほど学校教育担当参事の説明にありました12校については、サポーターはつけていませんが、学校独自に工夫して対応しています。また、校内教育支援サポーターがついたとしてもその方だけに任せるわけではありません。それだけでは決してうまくはいかず、先ほども学習面の心配をいただきましたが、児童生徒によっては教員がプリントを用意するなど学校全体でのサポート体制が必要だと思います。まさに所沢で事業を始めたところなので、予算の面も考えつつ、学校独自で取り組む場合の方法、学び・学習を目的にしている児童生徒や学校に来ることを目的にしている児童生徒もおりますので、一人一人の児童生徒に応じた対応を考えていかなければいけないと担当としては考えています。

（岩間教育長）

SSRは基本的に校内に設置するもののため、学校に全く足が向かない子どもにはむずかしいかもしれませんが、教室にはまだ行けないけど学校には来られるような子どもにとっては一つの居場所になる可能性を秘めていると思います。

ただいまの委員の皆様の意見を集約し、本請願に対する教育委員会の見解として提案いたします。

まず、「SSRの全校設置」につきましては、利用する子どもたちの意欲を高め、通いたいと思える居場所となるよう、場所や方法等、柔軟に対応しながら、全校設置に努めてまいります。

次に、「各種支援員の配置」につきましては、今後も、学校の実情や市の財政状況を勘案しながら、他の会計年度任用職員の配置と共に、引き続き支援員等の増員について検討してまいります。

次に、「不登校に関する情報の発信」につきましては、入学や進級などの機会を捉え、書面で配布するとともに、ホームページの構成を工夫するなどして、閲覧者が必要な情報にたどり着けるように、掲載内容も含め、引き続き工夫してま

います。

最後に「研修の充実と出席認定」につきまして、引き続き、専門家を招聘し、教職員への研修の充実を図ってまいります。「出席」として取り扱うことの可否につきましては、市のガイドラインに基づき、校長が一人一人の状況に応じて、個別に判断することになります。

本市におきましても、他の自治体同様、不登校は増加傾向にあり、丁寧な支援が必要と捉えております。不登校の要因や様態は一人一人異なることから、教育委員会といたしましては、各学校で個に応じた多様な対応や支援ができるよう、学校の支援を継続してまいります。

以上のように陳情者の方に文書で回答したいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

(岩間教育長)

異議なしと認め、そのように対応したいと思います。

●議案第6号 令和7年度所沢市学校運営協議会委員の任命について

資料に則り、伊東学校教育担当参事から以下のとおり説明があった。

学校運営協議会の委員については、所沢市学校運営協議会規則 第9条の規定にもとづき、教育委員会が任命するものである。

学校運営協議会委員の任命については、これまでの定例会においてもご承認いただいているが、前回5月の教育委員会会議定例会での承認後に、新たに増えた委員がいたため、その方々の任命について、議案として提出するものである。

新たな委員候補者については、別紙「学校運営協議会委員 新規任命について」をご覧ください。今回は小手指中学校区1名、中富小1名、中央中1名、美原中1名の計4名となっている。

なお、先月の教育委員会会議にて、今後の新委員の任命の手続きについて、毎回、本会議で協議する現在の形がよいのか、または別の形がよいのか、ご示唆をいただいた。現在、他市での取扱いも参考にしながら、どのような方法がよりよいのか検討を進めている。今後、手続きを変更する際は、あらためてお諮りさせていただきたい。

以下、質疑

(宮本委員)

新委員4名のうち、中富小学校と美原中学校の方は、大学教授と高等学校長ですが、報酬の有償と無償で違いがあります。大学教授の方はたまたま大学教授であったからかと思いますが、いかがでしょうか。

(伊東学校教育担当参事)

中富小学校の委員である吉本恒幸様においては大学教授であった経歴があります。こちらについては、公の方ではないため有償の委員になっています。美原中学校の委員である木村所沢北高校校長においては、公務員のため無償委員になっています。

(宮本委員)

高校校長が委員になるのは新たな視点だと思うため、美原中学校の学校運営協議会が発展すると良いと思います。

(岩間教育長)

公務員だと兼職・兼業の関係もあります。所沢北高校と美原中学校はすぐ近くに位置しているため良いと思います。

※岩間教育長の採択により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

●議案第7号 所沢市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

資料に則り、渡辺保健給食担当参事から以下のとおり説明があった。

所沢市立学校給食センター運営委員については、「所沢市学校給食センター設置及び管理条例」に基づき、現在20名を委嘱しているが、令和7年6月30日をもって2年間の任期が満了となることから、新たに委員を2年間の任期で委嘱するものである。

校長枠については、所沢市学校食育研究会の役員にお願いしている。食育主任については、輪番制となっている。「PTA会長、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所職員」は、それぞれの団体等からの推薦によるものである。市民公募については、定員数を超える応募があったため、抽選のうえ、決定した。

知識経験者は、学校給食に精通している元教諭や元栄養士の方を選出している。なお、平塚俊夫委員においては、先の所沢市議会6月定例会において、教育委員

の任命について議決があったことから、任命前日の7月9日付で辞任したい旨の意向を伺っている。辞任願いが提出された際は、来月の当定例会に提出させていただく。

後任について、「所沢市立学校給食センター設置及び管理条例」第7条第2項において、「委員の定数は、20人以内」とあることから、19名であっても要件を満たすことから現時点では、補充は考えていない。

なお、「所沢市審議会等の委員選任要綱（第6条）」により、女性委員数は「一の審議会等の委員数のうち、10分の4以上は女性委員とするよう努めるものとする」との要件があるが、議案のとおり、12名選出していることから、これを満たしている。

以下、質疑

（北野委員）

第7条に運営に関する重要な事項と書かれていますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

（渡辺保健給食担当参事）

重要事項があればそのようなこともあります。通常は給食センターの運営状況の報告が主です。過去には給食センターで食中毒が発生したときに臨時で開催しています。

（北野委員）

運営状況の報告を受けるということですが、児童生徒の希望はメニューに反映できないのでしょうか。それを代弁する委員がいるのか気になりますが、いかがでしょうか。

（渡辺保健給食担当参事）

一般公募の条件に、「市内の小中学校に子どもがいる保護者」があり、そのような方から声をいただくこともあります。また、小学6年生や中学3年生が卒業する前に自分たちで考えたメニューを栄養士に伝え、3月くらいに提供しています。

（北野委員）

子どもの希望が反映できるようなメニューだと良いと思います。

（森田委員）

学校給食センター運営委員会ということですが、センター給食の学校のほかに自校給食の学校もあります。市内の小中学校全て含めての運営委員会でしょうか。
(渡辺保健給食担当参事)

給食センターの運営委員会であり、自校給食は含まれません。

(森田委員)

市民公募の方について、2年任期で全員が新任ですが、2年で毎回変わるのでしょうか。

(渡辺保健給食担当参事)

おっしゃるとおり任期は2年であり、連続での再任はできないものとなっています。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

●議案第8号 審査請求に対する裁決について

資料に則り、川島教育総務課長から以下のとおり説明があった。

本件は、所沢市ホームページで公開されている令和5年9月から令和6年1月までの教育委員会交際費が適切に決裁されているかを確認できる資料、具体的には、支出負担行為と支出命令を確認できる資料を指し、主に所沢市予算事務規則第19条の支出負担行為に必要な書類の公文書を対象とする公開請求に関し、処分庁である教育委員会事務局の担当課が行った非公開決定に対し、当該決定に当たり記載された理由が不十分であることを不服として請求人が申立てを行ったものに係る審査庁としての教育委員会の裁決を決定いただくというものである。

本裁決については、処分庁及び請求人双方の意見を聴取した第三者機関である、所沢市情報公開・個人情報保護審査会の答申どおり、「本件審査請求を棄却する」とするものである。具体的には、本件公開請求に対し、交際費に伴う資金前渡内訳書について、処分庁では作成しておらず、存在しないため、文書不存在として理由を記載し、公文書非公開決定処分を行ったところ、交際費に伴う資金前渡を行う際には所沢市予算事務規則第19条などから作成が必要な書類であるため、そのような書類を文書不存在として非公開とするのであれば、その文書が作成されていない背景や理由等の付記が必要であるとして審査庁に対し審査請求が行われたものである。

そのため、審査庁から所沢市情報公開条例の規定に基づき、第三者機関である、所沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、請求人の、作成が必須である書類について、文書不存在として非公開とするのであれば、その文書が作成されていない背景や理由等の付記が必要であるという主張と、処分庁の本件公文書非公開決定処分に記載された理由は、所沢市情報公開条例第13条第1項の規定の要請を満たしているという主張、あわせて請求人及び処分庁から提出された書類をもとに、本件公文書非公開決定処分に記載された理由の妥当性が審議され、答申を受けたものである。

所沢市情報公開・個人情報保護審査会については、専門家で構成される機関であり、教育委員会としても、本答申について受け入れるべきであるというものである。

以下、質疑

(寺本委員)

所沢市情報公開・個人情報保護審査会のメンバーはどのような方で構成されていますか。

(川島教育総務課長)

メンバーは5名であり、大学教授、弁護士、教育関係者が入っています。

(寺本委員)

外部の方ということでしょうか。

(川島教育総務課長)

そのとおりです。

(寺本委員)

このような公開請求があった場合、毎回外部の組織に判断を伺うということでしょうか。

(川島教育総務課長)

今回外部の有識者の方に諮問させていただいたことに関しては、一度教育委員会から出した非公開の決定通知に対して、申立人から審査請求があったため、所沢市情報公開条例第20条の規定に基づき、今回は第三者機関に諮問をしています。

(寺本委員)

条例で決まっている過程を踏んだということでしょうか。

(川島教育総務課長)

おっしゃるとおりです。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 報告事項

○所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）

○所沢市教育委員会の6月から9月までの主な行事予定について（教育総務課）

○北野公園市民プールの開設について（スポーツ振興課）

○第36回所沢シティマラソン大会について（スポーツ振興課）

○所沢市指定文化財の新たな指定について（文化財保護課）

○第12回「ところざわ星空フェスティバル」開催について（文化財保護課）

以下、質疑

(宮本委員)

主な行事予定について、昨年8月にEnglish Summer Campが開催されていましたが、まだ記載されていません。今年度の開催状況について伺いたいです。

(高鍋教育センター主幹)

今年度も8月にEnglish Summer Campの開催を予定しています。ただいま準備中のため7月の会議では行事予定に入れられると思います。

(宮本委員)

所沢市指定文化財の新たな指定について、保存状況は現在どのような状況でしょうか。

(稲田文化財保護担当参事)

新指定文化財3件は、所沢市に寄贈されたものも一部ありますが、所有は鈴木源太郎様です。所有者から市に寄贈の意向があるため、現在、所有者と調整を進めているため、その時期は未定ですが、市の所有になりましたら、生涯学習推進センターにおいて収蔵ができるよう受け入れの準備を行っています。

(寺本委員)

鈴木家は昨年か一昨年に取り壊しが問題になった鈴木家ですか。今そこはどのような状況でしょうか。

(稲田文化財保護担当参事)

主屋はすでに解体され、跡地には戸建て住宅が建築されている状況です。なお、主屋解体前に、3D撮影を用いて映像記録を残しています。

9 その他

○今後の日程

- ・教育委員会会議 7 月定例会：7 月 3 0 日（水）市役所低層棟 3 階全員協議会室
- ・教育委員会会議 8 月定例会：8 月 2 1 日（木）市役所低層棟 3 階全員協議会室
なお、同日午後、総合教育会議が開催される予定
- ・教育委員会会議 9 月定例会：9 月 2 5 日（木）市役所 6 階 6 0 4 会議室

1 0 閉 会 午後 3 時 1 5 分